

接続約款変更認可申請書



西相制第 121 号  
平成 22 年 1 月 13 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかおおさかしちゅうおうくばんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成22年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 (略)

2 料金額

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	2,480,185円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,250,000円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.98349円	_____
		1秒ごとに	0.027421円	_____

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 (略)

2 料金額

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	2,452,674円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,347,588円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1.0034円	_____
		1秒ごとに	0.027076円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成22年4月1日から実施します。